

附 則

附 則

1 この供給条件の実施期日

この供給条件は、2026年11月1日から実施いたします。

2 この供給条件の適用開始にともなう切替措置

この供給条件適用開始の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、18（料金の算定）および19（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。

3 料金の支払いにともなう費用における特別措置

契約電力が500キロワット未満である需要に適用される契約種別（以下「高圧500キロワット未満の契約種別」といいます。）の場合は2028年3月分の料金まで、高圧500キロワット以上および特別高圧の契約種別の場合は2028年2月分の料金までは、お客さまがコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合の支払いにともなう費用は、22（料金その他の支払方法）(1)ハにかかわらず、原則として、お客さま負担といたしません。

4 供給電圧についての特別措置

次の地域の需要で、高圧で電気の供給を受ける場合に該当し、かつ、お客さまが希望される場合には、本則の規定にかかわらず、供給電圧を標準電圧400ボルトで供給することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等が変圧器等の供給設備を施設する場所をお客さまから無償で提供していただきます。ただし、変圧器の2次側接続点までは、当該一般送配電事業者等が施設いたします。

なお、電気料金その他の供給条件は、標準電圧6,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

大阪市住之江区南港北1丁目、2丁目、3丁目

5 災害救助法が適用された場合等の特別措置

当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定され、当社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けた需要場所（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域の需要場所に限ります。）の需給契約について、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合の電気料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、必要に応じて、り災証明書等を提出していただきます。

(1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属

する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ1ヵ月延長いたします。

- (2) お客さまが災害により被害を受けた日（以下「被災日」といいます。）から引き続きまったく電気を使用しない場合（予備契約料金表の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）には、災害発生日が属する月の6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次のとおり割引を行い、料金表に規定する基本料金を算定いたします。

イ 被災日から引き続きまったく電気を使用しない日が、料金の算定期間のすべての期間となる場合

料金表に規定する基本料金を申し受けません。

ロ 被災日から引き続きまったく電気を使用しない日が、料金の算定期間の一部の期間となる場合

(イ) 割引額

割引額は、託送約款等に準じて算定した接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の基本料金（予備契約料金表の予備電力の適用を受けるお客さまについては、該当する予備送電サービス料金を含みます。）に相当する金額（以下「託送基本料金相当額」といいます。）に(ロ)に定める割引率を乗じてえた金額といたします。ただし、割引額は託送基本料金相当額を上回らないものといたします。

(ロ) 割引率

(イ)に定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに被災日から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

- (3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当し、託送約款等に定めるところにより当社が当該一般送配電事業者等から工事費負担金等の請求を受けない場合は、44（工事費負担金等の申受けおよび精算）にかかわらず、工事費負担金等を申し受けません。

イ 被災日から引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに需給契約の申込みを行われた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約電力等をこえない場合

ロ 再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに主契約料金表の臨時電力の需給契約の申込みを行われた場合

ハ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行われた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合

- (4) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、18（料金の算定）にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、託送基本料金相当額のうち、その使用不能設備に相当する金額を割引し、料金表に規定する基本料金を算定いたします。

- (5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。